

学校法人京都成安学園 成安造形大学ガバナンス・コードの遵守項目に対する取り組みの実施状況の点検結果について

次の4項目を除いて、遵守することができています。

(1) 現時点で遵守できていない項目

- ① 理事への研修機会の提供と充実（第2章 2-2 (4)）
- ② 評議員への研修機会の提供と充実（第2章 2-5 (2)）
- ③ 監事監査計画と監査結果報告書の理事会への報告（第4章 4-2 (2) ① (b)）
- ④ 情報の積極的な公開のうち公開方法の多様化（第4章 4-3 (1) ③）

(2) 現時点で遵守できていない項目への対応等

- ① 理事への研修機会の提供と充実（第2章 2-2 (4)）への対応

理事に対して、適宜、オンラインで受講することが可能なセミナー等の案内をします。

- ② 評議員への研修機会の提供と充実（第2章 2-5 (2)）への対応

このうち、評議員に対する審議・諮問事項に係る評議員会開催前後のサポートについては、令和3年12月に開催する評議員会から、報告事項を含む全ての評議員会付議事項について、従来どおり資料を事前に配付することに加えて、電話やメールにより事前若しくは事後に質問を受け付ける対応を始めます。

また、評議員に対する研修に関しては、評議員に対する研修内容について検討するため、令和3年度中に研修内容等に関するアンケート調査を実施（令和3年12月に開催する評議員会でアンケート調査を実施）し、令和4年度からの研修機会の提供に向けた検討を開始します。

- ③ 監事監査計画と監査結果報告書の理事会への報告（第4章 4-2 (2) ① (b)）への対応

令和4年度から、監事監査計画については事業計画書に記載し、また、監事監査結果報告（ここでいう監事監査報告とは、法令で義務付けられた監事監査報告ではなく監視監査計画に基づいて監事が実施した監査に対する報告）については現行どおり事業報告書に記載することに加えて、理事会において報告することとします。

- ④ 情報の積極的な公開のうち公開方法の多様化（第4章 4-3 (1) ③）への対応

令和4年度から、情報公開項目のうちの学校法人に関する情報公開の一部について、学園報『SEIAN』誌上において公開します。また、他の公開項目についても、順次、学園報『SEIAN』誌上での公開を拡大します。

以上